

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則(昭和47年倉敷市規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の分別等)

第2条 条例第9条第1項に規定する「一般廃棄物を適正に分別」とは、固形状一般廃棄物を原則として次に掲げるごみに分別することをいう。ただし、これにより難いときは別の分別方法によることができる。

(1) 燃やせるごみ

ちゅうかい

厨芥類、プラスチック類、木くず、灰及び再生できない紙くず等で袋に入る程度の燃やせるもの

(2) 資源ごみ

紙類、布類、金属類、びん類、ガラス類等で資源として再生利用が可能なもの

(3) 埋立ごみ

陶磁器類等でおおむね18リットル缶より小さく燃やせないもの

(4) 粗大ごみ

家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で、別表第1に規定するもの

(5) 使用済乾電池

2 一般家庭から排出される一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「家庭ごみ」という。)を市の収集にゆだねる場合においては、次の各号に掲げる家庭ごみについて、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ 事前に戸別収集の申込みを行い、申込み時に取り決めた場所及び日時に持ち出さなければならない。

(2) 家庭ごみ(粗大ごみを除く。) あらかじめ定められた場所(以下「ごみステーション」という。)及び日時を持ち出さなければならない。

3 家庭ごみを市の収集にゆだねる場合若しくは市の処理場に自己搬入する場合又は事業活動から排出される一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「事業ごみ」という。)を市の処理場に搬入する場合(許可業者により搬入する場合を含む。)には、次に掲げる基準に適合した透明又は半透明の袋を使用しなければならない。ただし、袋に入れることがなじまないごみについては、この限りでない。

(1) ポリエチレン製であること。

(2) 着色料を含まないものであること。

(3) 容量が90リットル以下であること(粗大ごみの場合は、45リットル以下とする。)

(4) ごみの飛散若しくは流失又は悪臭の漏出のおそれのない丈夫なものであること。

(大掃除の計画)

第3条 建物の占有者又は管理者は、条例第6条第1項に規定する清潔を保つため、市長が大掃除の計画を定めるときは、計画に従い建物内の全般にわたって大掃除を実施するよう努めなければならない。

(清潔の保持の指導及び勧告)

第4条 市長は、条例第6条に規定する清潔の保持に関して、みだりに廃棄物が捨てられ生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(一般廃棄物減量資源化計画書の作成等)

第5条 条例第10条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画書(以下「一般廃棄物減量資源化計画書」という。)の作成を指示し、提出させることができる事業者は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するものうち市長が必要と認めるもの

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するものうち市長が必要と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する事業者(以下「大規模事業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物減量資源化計画書を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

(1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び資源化量の前年度実績及び当該年度の見込み

(2) 前年度実績の自己評価

(3) 減量及び資源化の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項

- 3 大規模事業者は、前項の一般廃棄物減量資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
(改善勧告等)
- 第6条 市長は、一般廃棄物減量資源化計画書の計画が適当でないとき、当該大規模事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。
- 2 市長は、大規模事業者が前条第2項及び第3項に違反したとき又は一般廃棄物減量資源化計画書の計画を実施していないとき、当該大規模事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
(受入れの拒否)
- 第7条 市長は、大規模事業者が前条第2項の勧告に従わなかったときは、当該大規模事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。
(処理方式又は指定の場所)
- 第8条 条例第11条ただし書に規定する「市長が定める処理方式又は市長の指定する場所」とは、し尿及び犬、猫等の死体の処理において市長が適当と認めて指示する施設へ搬入することをいう。
(ごみステーション管理責任者)
- 第9条 ごみステーションへごみを持ち出しする自治会等の代表者は、そのごみステーションの管理責任者を選任したときは、市長に届け出なければならない。
- 2 ごみステーションの管理責任者は、ごみステーションの管理及びごみ処理等に関する市の施策の連絡及び調整に協力しなければならない。
(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可)
- 第10条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
(2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
(3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
(4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
(5) 一般廃棄物の積替場、運搬車の車庫等の所在地、構造、平面図及び付近の見取図
(6) 運搬車両名簿及び自動車検査証の写し
(7) 作業計画書
(8) 市税の納税証明書
(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
(2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
(3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
(4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
(5) 処分先を証明できる書類(最終処分を除く。)
(6) 作業計画書
(7) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計画書、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
(8) 市税の納税証明書
(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 3 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類
(2) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
(3) 市税の納税証明書
(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前3項の申請について適当と認めた場合は、2年の期間その他必要な条件を付けて許可するものとする。
(許可証の交付等)
- 第11条 市長は、前条第4項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対して、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証(以下「許可証」という。)を交付する。
- 2 許可業者が許可証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

3 許可業者が許可証を破損したときは、その許可証を添えて市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(従事者証の交付等)

第12条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に従事する者を記載した所定の従事者証交付申請書を市長に提出して、一般廃棄物収集運搬従事者証、一般廃棄物処分従事者証又は浄化槽清掃従事者証(以下「従事者証」という。)の交付を受けなければならない。

2 従事者証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。

3 従事者証を破損し、又は記載事項に変更を生じたときは、その従事者証を添えて市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。

4 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、所定の許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は事業停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責めを負わない。

(許可証及び従事者証の返納)

第14条 許可業者は、許可証の許可期間又は従事者証の有効期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、その日から起算して7日以内に許可証又は従事者証を市長に返納しなければならない。

2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、本人、相続人その他地位を承継するものは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び従事者証を返納しなければならない。

3 許可業者がその事業を停止されたときは、停止期間中、許可証及び従事者証を市長に返納しなければならない。

4 許可業者は、その従事者が退職したときは、直ちにその者の従事者証を市長に返納しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第15条 許可業者は、その事業を廃止しようとするときは、理由を記して2箇月前までに市長に届け出なければならない。

2 許可業者は、その事業の全部又は一部を5日以上休止しようとするときは、その理由と休止に伴う処理計画案を添えて、休止しようとする日の5日前までに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第16条 許可業者は、第10条第1項から第3項までに規定する許可申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、事前に届け出て、その理由を記載した書類を市長に提出して承認を受けなければならない。

(同業者組合の届出)

第17条 許可業者は、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可業者は、廃棄物関係法令及び条例で定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(粗大ごみの品目別等処理手数料)

第19条 条例第11条第3号に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(処理手数料等の徴収方法の特例)

第20条 条例第14条第1号に規定する「市長が、別に定めるもの」とは、次の方法をいう。

(1) 条例第11条第1項第4号で定めるし尿に係る処理手数料を徴収する場合において、市の職員がし尿の収集を行ったときは、当該手数料を1箇月ごとに集計し、次のいずれかにより行う。

ア 納入義務者が納入通知書により納付することにより、徴収する。

イ 納入義務者が預金口座を設けた金融機関に請求し、口座振替の方法により納付することにより、徴収する。

(2) 事業ごみを定例的に搬入する場合において、納入義務者が、処理手数料に係る所定の後納申請書により申請を行い、市長の承認を得たときは、納入義務者が、1箇月ごとに集計された当該手数料を納入通知書により納付することにより、徴収する。

2 市長は、前項第2号の後納申請書を審査する場合において、当該申請者が次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該申請を承認することができる。

(1) 処理手数料等の滞納がないこと。

(2) 適正な分別収集ができること。

(3) 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。

3 前項に規定する後納申請の承認後、当該申請者が前項各号のいずれかの要件を満たしていないことを市長が認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

(証紙の形式)

第21条 条例第14条の2第2項に規定する形式は、別表第2のとおりとする。

(証紙の出納保管)

第22条 会計管理者は、証紙を善良な管理者の注意をもって管理し、所定の出納簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の交付の整理)

第23条 市長は、証紙を交付したときは、所定の整理簿により、その交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の取扱方法)

第24条 別表第1に規定する粗大ごみを、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするとき、又は市の処理場に自己搬入して処分するときは、当該粗大ごみに同表に定める当該粗大ごみの処理手数料に相当する額の粗大ごみ収入証紙を貼付するものとする。なお、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするときは、粗大ごみ収入証紙に粗大ごみを排出する者の氏名及び受付番号を記載するものとする。

2 別表第1に規定する特定家庭用機器一般廃棄物を、戸別収集の申込みにより収集及び運搬をするとき、又は市の処理場に自己搬入するときは、当該粗大ごみ収入証紙の貼付のほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(再商品化等に必要の行為に関する料金の払込証明書が付された券)を貼付しなければならない。

(売りさばき人の欠格条項)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)となることができない。

(1) 精神の機能の障害により、売りさばき人の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 店舗その他これに類似する設備により物品の販売を業とする者以外のもの(市長が必要に応じて指定する者を除く。)

(売りさばき人の指定)

第26条 条例第14条の3の規定により売りさばき人の指定を受けようとする者は、所定の指定申請書に粗大ごみ収入証紙を売りさばく場所(以下「販売所」という。)を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、所定の指定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 売りさばき人の指定を受けた者は、販売所の見やすい位置に、所定の標札を掲げなければならない。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第27条 売りさばき人がその氏名(売りさばき人が法人であるときは、その名称若しくは代表者の氏名)を改め、又は住所を変更したときは、直ちに、所定の変更届書に当該事項を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 売りさばき人が販売所を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第28条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに、所定の廃止届書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第29条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第14条の3の規定による指定を取り消すことができる。

(1) 第25条第1号又は第2号に該当することとなったとき。

(2) 条例又はこの規則に違反したとき。

(3) 粗大ごみ収入証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。

(4) 1年以上引き続き粗大ごみ収入証紙の売りさばきをしていないとき。

(5) 前条の規定により、売りさばき業務の廃止届があったとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(証紙の買受け請求)

第30条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙を市長から買受けようとするときは、所定の請求書を提出しなければならない。

(証紙の取扱手数料)

第31条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が買い受けた粗大ごみ収入証紙の代金の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額を証紙取扱手数料として交付する。この場合において、確定金額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(証紙の売りさばき)

第32条 売りさばき人は、粗大ごみ収入証紙の券面額で売りさばくものとし、汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙を売りさばいてはならない。

(証紙の交換)

第33条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙と他の粗大ごみ収入証紙との交換を請求することができる。この場合においては、所定の交換請求書に当該交換しようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の買戻し)

第34条 売りさばき人が条例第14条の2第5項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、所定の還付請求書に当該還付を受けようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の返還による現金の還付)

第35条 市長は、条例第14条の2第5項ただし書に該当する場合において売りさばき人に対して現金を還付するときは、当該粗大ごみ収入証紙の券面額の合計額から当該金額の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てた額)を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導又は検査)

第36条 市長は、必要があるときは、市の職員のうちから指定する者を売りさばき人の粗大ごみ収入証紙の出納保管又は売りさばき事務について、指導又は検査を行わせるものとする。

(財務規則の適用)

第37条 この規則に定めるもののほか、粗大ごみ収入証紙に関する会計事務については、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)に定めるところによる。

(処理手数料等の減免)

第38条 条例第15条に規定する「災害その他特別の事情があると認める者」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 減額 市長が特に必要があると認める者

(2) 免除

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を経営する者で、事業ごみを搬入するもの
イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて生活扶助を受けている者で、家庭ごみを搬入するもの又は粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるもの

ウ 災害を受けた者(し尿を収集した場合又は家庭ごみを搬入した場合若しくは粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けた場合に限る。)

エ 医師等の資格を有する者が、非感染性医療廃棄物である旨を所定の排出証明書により証明した医療廃棄物であって、市の指示に従って分別されたものを、当該証明書を添付して搬入する者(当該証明書記載の医療廃棄物のみを搬入した場合に限る。)

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項に規定する手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、所定の申請書により、市長に対し、申請を行わなければならない。ただし、前項第2号ウの場合は、この限りでない。

3 市長が前項の申請を承認した場合は、所定の減額承認書又は免除承認書を申請人に交付する。

4 第1項第1号に該当する者に対する処理手数料又は処理費用の額は、条例第11条又は第13条の規定により算出して得た額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円(条例第11条第4号に定める処理手数料にあっては、10円)未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(清掃主事の設置)

第39条 環境リサイクル局リサイクル推進部に清掃主事を置く。

2 清掃主事は、前項に規定する部署に勤務する職員のうちから市長が任命する。

(清掃主事の職務)

第40条 清掃主事は次に定める職務を行うものとする。

(1) 条例第6条に規定する清潔の保持に関する指導

(2) 条例第9条に規定する廃棄物の適正な分別等に関する指導

(3) 許可業者の法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査及び指導

(4) 条例第5条及び第19条に規定する事業者の廃棄物の減量、再生利用等に関する指導

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(清掃主事証の携帯)

第41条 清掃主事は、前条の職務執行に当たり、所定の清掃主事証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証、一般廃棄物(魚^{さい}滓)収集運搬業許可証、一般廃棄物(事業活動に伴うごみ)収集運搬業許可証、浄化槽清掃業許可証、一般廃棄物処理従業員証、一般廃棄物(魚^{さい}滓)収集運搬従業員証、一般廃棄物(事業活動に伴うごみ)収集運搬従業員証又は浄化槽清掃従業員証は、この規則により交付された許可証又は従事者証とみなす。
(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)
- 3 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)以後両町の区域内において排出される一般廃棄物の分別等については、当分の間、第2条の規定にかかわらず、両町の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間、両町の区域内において排出される一般廃棄物処理手数料の減免に係る取扱いについては、第38条の規定にかかわらず、両町の例による。
附 則(平成8年4月23日規則第28号)
この規則は、平成8年10月1日から施行する。
附 則(平成9年2月26日規則第11号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 処理手数料等の後納又は減免に係る申請等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
附 則(平成9年9月30日規則第79号)
この規則は、平成9年11月1日から施行する。
附 則(平成10年3月9日規則第6号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。
附 則(平成12年5月24日規則第49号)
この規則は、平成12年6月1日から施行する。
附 則(平成12年11月7日規則第61号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成12年12月18日規則第68号)
この規則は、平成13年1月6日から施行する。
附 則(平成13年3月23日規則第50号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成13年3月29日規則第62号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。
附 則(平成14年3月27日規則第43号)
この規則は、平成14年4月1日から施行する。
附 則(平成16年2月27日規則第8号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。
附 則(平成17年7月27日規則第117号)
この規則は、平成17年8月1日から施行する。
附 則(平成19年3月30日規則第34号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則(平成19年7月24日規則第56号)
この規則は、平成19年8月1日から施行する。
附 則(平成21年2月6日規則第5号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成21年3月31日規則第28号)
この規則は、平成21年4月1日から施行する。
附 則(平成25年12月26日規則第88号)
この規則は、平成26年4月1日から施行する。
附 則(平成28年7月4日規則第51号)
この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成31年3月22日規則第24号抄)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。
(その他の使用料等に係る経過措置)

4 この規則(第4条、第5条及び第10条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月25日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第19条、第24条関係)

種別	品目	戸別収集による場合の処理手数料(円)	自己搬入による場合の処理手数料(円)
収納家具、用具	衣装箱	200	100
	オーディオラック	600	100
	飾り戸棚(幅1m未満)	1,000	300
	飾り戸棚(幅1m以上)	1,400	300
	カラーボックス	200	100
	キャビネット(幅1m未満)	1,000	300
	キャビネット(幅1m以上)	1,400	300
	金庫(幅50cm未満, 小型)	2,000	500
	下駄箱(幅1m未満)	600	100
	下駄箱(幅1m以上)	1,000	300
	サイドボード(幅1m未満)	1,000	300
	サイドボード(幅1m以上)	1,400	300
	書棚(幅1m未満)	1,000	300
	書棚(幅1m以上)	1,400	300
	スチール棚(幅1m未満)	200	100
	スチール棚(幅1m以上)	600	100
	ステレオラック	600	100
	整理棚(幅1m未満)	1,000	300
	整理棚(幅1m以上)	1,400	300
	たんす(幅1m未満, 和, 洋, ベビータンス等)	600	100
	たんす(幅1m以上, 和, 洋, ベビータンス等)	1,000	300
	茶たんす(幅1m未満)	600	100
	茶たんす(幅1m以上)	1,000	300
	戸棚(幅1m未満)	1,000	300
	戸棚(幅1m以上)	1,400	300
	長持	600	100
	パイプハンガー(解体したもの)	200	100
	ファンシーケース	200	100
	ホームラック(幅1m未満, スチール)	200	100
	ホームラック(幅1m以上, スチール)	600	100
	本棚(幅1m未満)	1,000	300
	本棚(幅1m以上)	1,400	300
	リビングボード(幅1m未満)	1,000	300
リビングボード(幅1m以上)	1,400	300	
ロッカー(幅60cm未満)	1,000	300	
ロッカー(幅60cm以上)	1,400	300	
机, いす	机(両袖) ^{そで}	1,400	300
	机(片袖) ^{そで}	1,000	300
	テーブル類(食卓等, 座卓, 応接セット用)	600	100

	ライティングデスク	1,000	300
	いす(回転式, デッキ, パイプ, ベビー用, 座椅子, ロッキングチェア, 陶磁器, ベンチを含む。)	200	100
	いす(応接用, 1人掛け)	600	100
	いす(応接用, 2人掛け以上)	1,000	300
	ソファベンチ(1人用)	600	100
	ソファベンチ(2人以上用)	1,000	300
建具, 寝具, 敷物	アコーディオンカーテン	200	100
	雨戸	200	100
	網戸	200	100
	アルミサッシ(網戸, ガラス戸, 枠のみ, 雨戸)	200	100
	アコーディオンシャッター	2,000	500
	アコーディオン引戸	2,000	500
	ガラス窓, ガラス戸	200	100
	木戸(木製ドア)	200	100
	サッシ(枠のみ, ガラス付)	200	100
	障子(ガラス有りを含む。)	200	100
	建具(雨戸, 網戸, ふすま, 障子, 網戸等)	200	100
	ドア	200	100
	ふすま	200	100
	ベッド(ベビー, サマー, ボンボン)	200	100
	ベッド(パイプ)	600	100
	ベッド(リクライニング, ソファ, 介護)	1,000	300
	ベッドの枠(シングル)	600	100
	ベッドの枠(セミダブル, ダブル)	1,000	300
	2段ベッドの枠(1段につき)	600	100
	マットレス(スプリング付, シングル)	1,000	300
	マットレス(スプリング付, セミダブル, ダブル)	1,400	300
	カーペット(東径10~30cm未満)	600	100
	じゅうたん(東径10~30cm未満)	600	100
	畳	600	100
その他家具, 用具	編み機	200	100
	アイロン台	200	100
	衣類乾燥機台	200	100
	衣桁	200	100
	カーテンレール	200	100
	回転ハンガー	200	100
	傘立て	200	100
	額縁(ガラス付きも含む。)	200	100
	花台	200	100
	キャスターハンガー	200	100
	コート掛け	200	100
	黒板(幅1m以上)	200	100
	こたつ板(1m四方以上)	200	100
	座鏡	600	100
	三面鏡(鏡が3面の鏡台, いすは別料金)	600	100
	新聞ラック	200	100

姿見	200	100
スリッパ立て	200	100
ストーブガード	200	100
スタンドミラー	200	100
タイプライター	200	100
ついたて	600	100
テレビ台	200	100
電話台	200	100
ドレッサー(いすは別料金)	600	100
時計	200	100
人形ケース	200	100
ハンガーラック(解体済み)	200	100
パソコンラック	600	100
ひな 雛 人形の段(金属)	1,000	300
ひな 雛 人形の段(プラスチック, 木)	600	100
火鉢	200	100
びょう 屏 風	200	100
仏壇(幅1m未満)	1,000	300
仏壇(幅1m以上)	1,400	300
ブラインド	200	100
フラワースタンド	200	100
ポールハンガー	200	100
ホワイトボード	200	100
ミシン台	200	100
物干し(室内用)	200	100
ワゴン	600	100
電気製品		
オーブントースター	200	100
オーブンレンジ(電気, 卓上式)	600	100
オーブンレンジ(電気, ビルトインタイプ)	2,000	500
加湿器	200	100
換気扇	200	100
乾燥機(食器, 布団)	200	100
乾燥機(食器洗い)	600	100
空気清浄機	200	100
クッキングヒーター	200	100
こたつ(こたつ板を除く。)	200	100
コピー機(家庭用小型のもの)	600	100
コンロ(電気)	200	100
ジューサー	200	100
照明器具	200	100
除湿機	200	100
炊飯器(電気)	200	100
ストーブ(電気)	200	100
ズボンプレスナー	200	100
扇風機	200	100
掃除機	200	100

	電子レンジ	600	100
	ドライヤー(立脚式)	600	100
	パネルヒーター	600	100
	ファクシミリ(電話機と一体型を含む。)	600	100
	複写機	600	100
	ファンヒーター(電気)	600	100
	便座(温熱式, ウォシュレット)	200	100
	ホットカーペット(電気カーペット)	600	100
	ホームベーカリー	200	100
	ホットプレート	200	100
	ミシン(卓上式)	200	100
	ミシン(卓上式以外)	1,000	300
	ミキサー	200	100
	モーター(家庭用)	600	100
	もち餅つき機	200	100
	冷水機(卓上型)	200	100
	冷風機	200	100
	レンジフードファン	600	100
	ワープロ	200	100
	ウインドファン	200	100
特定家庭用 機器一般廃 棄物	エアコン	2,400	1,300
	テレビ	1,700	900
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	3,600	1,900
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	2,100	1,100
AV, 電子, ガス, 石油	映写機	200	100
	オーディオ機器(単品)	200	100
	オーディオセット(一体型)	1,000	300
	カラオケ演奏装置	1,400	300
	写真引延し機	200	100
	ステレオスピーカー(1個)	200	100
	ステレオ(アンプ, カセットデッキ, チューナー, プレーヤー, CDプレーヤー, DVDプレーヤー, MDシステムプレーヤー)	200	100
	ステレオセット(一体型)	1,000	300
	ステレオ機器(単品)	200	100
	ビデオデッキ	200	100
	プロジェクター(中型30Kg程度)	1,000	300
	プロジェクター(大型40Kg以上)	2,000	500
	ラジオ	200	100
	ラジカセ, CDラジカセ	200	100
	パソコン(ノート型)	200	100
	パソコン(本体, キーボードを含む。)	200	100
	パソコン(ディスプレイ)	600	100
	パソコン(プリンター)	200	100
	オープンレンジ(ガス, 卓上式)	600	100
	オープンレンジ(ガス, ビルトインタイプ)	2,000	500
	オープン(ガス, 卓上式)	600	100

	オープン(ガス, ビルトインタイプ)	2,000	500
	カセットコンロ(卓上)	200	100
	ガスレンジ(電子レンジ併用, 卓上式)	600	100
	ガスレンジ(電子レンジ併用, ビルトインタイプ)	2,000	500
	ガステーブル	600	100
	コンロ(ガス)	600	100
	炊飯器(ガス)	200	100
	ストーブ(ガス)	200	100
	卓上型ガスコンロ	200	100
	ファンヒーター(ガス)	600	100
	湯沸機(ガス瞬間型)	200	100
	レンジ(ガスコンロ型)	600	100
	ストーブ(石油)	600	100
	ファンヒーター(石油)	600	100
	湯沸機(石油瞬間型)	200	100
水周り	ガス台	600	100
	かき氷器	200	100
	釜	200	100
	キッチンラック	600	100
	きねもち 杵(餅つき用)	200	100
	米びつ(単体)	200	100
	米缶(高さ1m未満)	200	100
	米缶(高さ1m以上)	1,000	300
	食器棚(幅1m未満)	1,000	300
	食器棚(幅1m以上)	1,400	300
	浄水器	200	100
	精米機(家庭用)	600	100
	調理台	600	100
	漬物用樽(重し用石類を除く。)	200	100
	電子レンジ台	600	100
	流し台(1m未満)	600	100
	流し台(1m以上)	1,000	300
	生ごみ処理機	600	100
	鍋	200	100
	ブリキ缶(高さ1m未満, 米保存用)	200	100
	ブリキ缶(高さ1m以上, 米保存用)	1,000	300
	サウナ(家庭用)	1,400	300
	すのこ(1m四方以上)	200	100
	風呂釜(燃焼装置)	600	100
	ベビーバス	200	100
	浴槽	1,400	300
	ポータブルトイレ(簡易便座を含む。)	200	100
	水槽	200	100
	洗面化粧台	1,000	300
	洗面台(幅1m未満)	600	100
	洗面台(幅1m以上)	1,000	300

屋外用品,
設備

犬小屋(1㎡未満)	600	100
犬小屋(1㎡以上)	1,000	300
カーポートの支柱(骨組み1式)	2,000	500
ペット小屋(1㎡未満)	600	100
ペット小屋(1㎡以上)	1,000	300
物置(3.3㎡未満, 解体した物)	2,000	500
温水器(電気, ガス, 石油, 貯湯式)	2,000	500
太陽熱温水器	2,000	500
刈り込みばさみ	200	100
脚立	200	100
草刈り機	200	100
コンプレッサー(家庭用)	600	100
作業用具類(くわ, スコップ, つるはし等)	200	100
芝刈機	200	100
ショベル	200	100
ジャッキ	200	100
スコップ	200	100
せん 剪 定ばさみ	200	100
高枝ばさみ	200	100
つるはし	200	100
電気のこぎり	200	100
はしご	200	100
噴霧器	200	100
ミニ耕運機(家庭菜園用)	1,000	300
ミニトラクター(家庭菜園用)	1,000	300
伸縮門扉	2,000	500
すだれ	200	100
立てず	200	100
フェンス(1mに付き)	200	100
アンテナ	200	100
板(1m四方以上, 厚さ3cm程度)	200	100
衛星放送用アンテナ(BS, CSアンテナ)	200	100
傘(5本まで)	200	100
金網(1mに付き)	200	100
ガラス板(テーブル用強化ガラス)	200	100
金属パイプ(長さ3m未満, 1本)	200	100
金属棒(長さ3m未満, 束径20cm未満, 1束, 園芸用)	200	100
空気入れ(自転車用)	200	100
玄関泥落としマット金属	200	100
ごみ容器	200	100
こい 鯉のぼりポール(1式)小(ベランダ用)	200	100
こい 鯉のぼりポール(1式)大	1,000	300
コンポスト容器	200	100
コードリール	200	100
焼却炉(コンクリート)	2,000	500

焼却炉(金属)	600	100	
スレート板	200	100	
鉄板(厚さ5mm以上, 長さ3m未満)	600	100	
トタン板	200	100	
灯油タンク(屋外設置型)	600	100	
ドラム缶	1,000	300	
波板(1枚)	200	100	
発電機(小型, 携帯用, ポータブル式)	600	100	
布団干し(パイプ型)	200	100	
ブリキ板	200	100	
プラスチック板(1m四方以上)	200	100	
ベニヤ板(1枚)	200	100	
ホースリール(ホースを含む。)	200	100	
ポンプ(水中式, 手押し式, 電動据付式)	1,000	300	
木材(直径10cm未満, 長さ1~3m未満, 束径30cm未満)	200	100	
庭木類(直径10cm未満, 長さ1~3m未満, 束径30cm未満)	200	100	
物干し竿	200	100	
物干し柱(土台付1体)	1,400	300	
物干し柱(土台なし1本)	200	100	
物干し台(土台のみ)	1,400	300	
諸車, レジ ヤー, スポ ーツ, 健康	一輪車(作業用, 運搬用)	600	100
	一輪車(スポーツ用)	200	100
	乳母車(ベビーカー)	200	100
	車椅子(手動型)	600	100
	車椅子(電動)	1,400	300
	原動機付自転車(オートバイ50cc以下)	2,000	500
	子供用足漕ぎ四輪車	200	100
	三輪車(子供用)	200	100
	三輪車(大人用)	600	100
	自転車	600	100
	ショッピングカート(手押し車)	200	100
	シルバーカー(手押し車)	200	100
	シルバーカー(電動車)	1,400	300
	台車	200	100
	タイヤホイール	200	100
	電動アシスト自転車	1,000	300
	リヤカー	1,000	300
	車両装備品(ルーフボックス, スキーキャリア)	200	100
	スーツケース(1m四方以上)	200	100
	スキーキャリア	200	100
	チャイルドシート	200	100
	テント一式	200	100
	トランク(1m四方以上)	200	100
	バーベキューセット	200	100
	ビーチパラソル	200	100
	ピクニックテーブル	200	100
	望遠鏡	200	100

マージャン台(電動)	1,400	300
旅行用かばん(1m四方以上)	200	100
ルーフボックス	200	100
レジャーテーブル	200	100
ゴルフ用具セット	200	100
サーフボード	200	100
スキー用具セット	200	100
スケート靴(1足)	200	100
スノーボード	200	100
卓球台	2,000	500
鉄棒(運動用)	600	100
トランポリン	600	100
バスケットゴール	1,400	300
バスケットゴール(ゴール板のみ)	200	100
ハングライダー	600	100
ローラースケート(一足)	200	100
あんま機(いす型以外)	200	100
あんま機(いす型)	1,400	300
足踏み健康器	600	100
エアロバイク(電動以外)	600	100
エアロバイク(電動)	2,000	500
体重計	200	100
低周波治療機	200	100
ぶら下がり健康器	600	100
ヘルスマーター	200	100
マッサージ機(いす型以外)	200	100
マッサージ機(いす型)	1,400	300
ランニングマシーン(電動以外)	600	100
ランニングマシーン(電動)	2,000	500
ルームランナー(電動以外)	600	100
ルームランナー(電動)	2,000	500
子供用遊具(歩行器, ゆりかご等)	200	100
ジャングルジム(子供用遊具)	200	100
滑り台(室内用を含む。)	600	100
ブランコ	600	100
エレクトーン	2,000	500
オルガン	1,400	300
キーボード	200	100
ギター	200	100
琴	200	100
電子オルガン	2,000	500
電子ピアノ	2,000	500

備考

- 1 本表に規定する処理手数料は、当該品目1個当たりの金額とする。ただし、複合製品であって、18リットル缶より小さい物で45リットル入り透明又は半透明の袋に入れ、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり200円とし、市の処理場に自己搬入して処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり100円とする。

- 2 本表中の品目にあるゴルフ用具セット(各種クラブ類)又はスキー用具セット(スキー板及びストック)については、当該品目の1セットに満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなすものとする。
- 3 本表中の品目がないものについては、類似した本表中の品目のいずれかに該当するものとみなし、当該品目の処理手数料を適用する。

別表第2(第21条関係)

別表第2(第21条関係)

証紙の形式

- (1) 証紙の寸法 縦15センチメートル・横8センチメートル
- (2) 印刷文字の色 文字黒色 市章黒色
- (3) 証紙の色 100円券 白色 200円券 緑色 300円券 黄色 500円券 青色 1,000円券 赤色

倉敷市
粗大ごみ収入証紙
粗大ごみ処理券
100円券

氏名

交付番号

○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの場にご使用ください。
○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。
氏名及び交付番号は必ずご記入ください。
○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。
○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。

48599939001007

倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300
H13-A000000

倉敷市
粗大ごみ収入証紙
粗大ごみ処理券
200円券

氏名

交付番号

○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの場にご使用ください。
○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。
氏名及び交付番号は必ずご記入ください。
○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。
○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。

48599939002004

倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300
H13-B000000

倉敷市
粗大ごみ収入証紙
粗大ごみ処理券
300円券

氏名

交付番号

○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの場にご使用ください。
○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。
氏名及び交付番号は必ずご記入ください。
○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。
○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。

48599939003001

倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300
H13-C000000

倉敷市
粗大ごみ収入証紙
粗大ごみ処理券
500円券

氏名

交付番号

○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの場にご使用ください。
○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。
氏名及び交付番号は必ずご記入ください。
○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。
○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。

48599939005005

倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300
H13-D000000

倉敷市
粗大ごみ収入証紙
粗大ごみ処理券
1,000円券

氏名

交付番号

○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの場にご使用ください。
○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。
氏名及び交付番号は必ずご記入ください。
○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。
○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。

48599939010009

倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300
H13-E000000